

## 税務指導手数料（税抜き）

種別	区分	金額
源泉徴収手数料	夏季源泉手数料	一律 0円
	年末調整手数料	給与支払報告書 5名以下 2,000円
		給与支払報告書 6名以上 3,000円

### 個別指導予約方法

		ネット申込	電話・ハガキ等
決算申告手数料	青色申告決算書作成支援 (収支内訳書)	原則 6,000円	10,000円
		延長 (*1) 4,000円/回	
	所得税申告書作成支援	第一表、第二表、第四表 0円	
		第三表 (譲渡所得の内訳書【土地・建物用】、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を含む)、暗号資産計算明細書 3,000円	
		2割特例 3,000円	4,000円
	消費税申告書作成支援 (*2)	簡易課税	
		本則課税 4,000円	7,000円
		BRA購入者 及び MFクラウド当所プロダクトキー入力者 0円	
		上記以外の希望をする者 1,000円	
当所会員事業主と生計を一にする親族 (*3、*4) (1名毎に)			3,000円

※但し、次のいずれかに該当する場合は当所の確定申告個別相談（税務指導）を受け付けない。

- (1) 安来商工会議所または安来青色申告会に入会されていない方（非会員の方）
  - (2) 法人事業所の方
  - (3) (1) の会費が未納の個人事業主の方
  - (4) 主たる所得が農業所得の方
  - (5) 白色申告または青色申告特別控除が10万円の方で、当該年分の集計や決算準備表の作成が指定する期日までにお済みでない方
  - (6) 青色申告特別控除が65(55)万円の方で、指定会計ソフトの入力が指定する期日までにお済みでない方
- (注) (5) (6) 共通で、帳簿または原始証憑からの集計が必要な方は相談対応不可。

### ◆注釈

- \*1 初回の相談時間枠内で終わらなかったものの内、会議所職員側に起因するものを除く。  
(集計表や記帳入力の修正や追加が多く（税区分含む）、煩雑な事務処理を要するもの。)
- \*2 消費税申告書のみの作成は対応不可。
- \*3 事業的規模は対応不可。
- \*4 決算書（収支内訳書）・所得税申告書作成手数料含みます。